

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	片瀬	片瀬一丁目234番10地先		4.5	20.0
	415号線	片瀬一丁目234番9地先			
2	鵜沼	鵜沼松が岡四丁目6349番8地先		4.5	25.9
	928号線	鵜沼松が岡四丁目6349番35地先			
3	鵜沼	本鵜沼五丁目1114番6地先		4.5	20.1
	929号線	本鵜沼五丁目1114番3地先			
4	辻堂	辻堂東海岸一丁目7239番727地先		4.0	34.8
	652号線	辻堂東海岸一丁目7239番568地先			
5	藤沢	藤沢四丁目6188番77地先		4.5	32.2
	758号線	藤沢四丁目6188番321地先			
6	藤沢	西富字西原528番1地先		5.0	71.5
	759号線	西富字西原517番2地先			
7	善行	善行六丁目3440番141地先		4.0	17.4
	619号線	善行六丁目3440番15地先			

8	湘南大庭	遠藤字南原 8 2 0 番 4 4 地先	5.2	15.7
	4 6 4 号線	遠藤字南原 8 2 0 番 4 7 地先		
9	六会	亀井野字不動上 5 1 6 番 1 0 地先	4.5	23.5
	8 8 7 号線	亀井野字不動上 5 1 7 番 1 1 地先		
10	六会	亀井野字渋沢 3 3 3 2 番 3 地先	6.0	67.1
	8 8 8 号線	亀井野字渋沢 3 3 3 1 番 1 4 地先		
11	六会	円行一丁目 1 5 番 4 4 地先	4.5	26.5
	8 8 9 号線	円行一丁目 1 5 番 4 2 地先		
12	長後	高倉字上谷戸 8 1 7 番 6 地先	4.5	42.0
	9 1 1 号線	高倉字上谷戸 8 1 5 番 1 8 地先		
13	御所見	葛原字昭和台 8 0 2 番 1 地先	12.0 ～ 20.1	210.1
	1 0 8 7 号線	葛原字芝地 8 2 6 番 1 地先		
14	御所見	葛原字昭和台 7 9 3 番 1 地先	7.0	88.8
	1 0 8 8 号線	葛原字昭和台 7 5 5 番地先		
15	御所見	葛原字昭和台 7 7 3 番 1 地先	7.0	302.3
	1 0 8 9 号線	葛原字久保地 9 4 3 番 1 地先		
16	御所見	葛原字昭和台 8 0 6 番 2 地先	9.0	151.3
	1 0 9 0 号線	葛原字芝地 9 2 2 番 2 地先		
17	御所見	葛原字芝地 8 3 2 番地先	9.0	112.5
	1 0 9 1 号線	葛原字芝地 8 3 0 番 1 地先		
18	御所見	葛原字久保地 9 2 9 番 1 地先	9.0	91.8
	1 0 9 2 号線	葛原字久保地 9 4 9 番 5 地先		
19	御所見	葛原字久保地 9 3 0 番 1 地先	9.0	225.1
	1 0 9 3 号線	葛原字芝地 8 3 7 番 1 地先		

20	御所見	葛原字葛野1474番6地先	4.5	17.9
	1094号線	葛原字葛野1474番2地先		
21	御所見	葛原字下滝谷1689番7地先	3.4	33.6
	1095号線	葛原字滝谷戸1692番1地先		
22	御所見	葛原字滝谷戸1692番4地先	1.8 ～ 2.9	114.6
	1096号線	葛原字滝谷戸1712番1地先		
23	御所見	葛原字滝谷戸1755番1地先	2.7 ～ 2.8	184.0
	1097号線	葛原字滝谷戸1750番地先		

提案理由

片瀬415号線ほか22路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。